

1. 介護給付対象サービスの利用料金について

- ① 職員体制に基づく加算(上記の表④及び⑤)は、職員の配置状況により算定しない場合があります。
- ② 処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅰ(上記の表⑧及び⑨)は、小数点以下四捨五入計算する為、実際の請求金額に数円の差が生じる場合があります。
- ③ 法定代理受領(保険者である市町村が、利用者(あなた)に代わり、サービス提供事業者で費用を支払う方法のこと)の場合、介護に要した費用のうち9割を保険者が負担し、1割を利用者が負担しますが、利用者の所得に応じて2割または3割を負担する場合があります。(保険者が交付する「負担割合認定証」による。)
- ④ 居住費及び食費負担の第1段階から第3段階②については、低所得の方への助成(補足給付)制度です。市町村が交付する「負担限度額認定証」により決定されますので、保険者への申請が必要になります。

【負担限度額認定証】

利用者負担段階	対 象 者	
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が市町村民税非課税で高齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が市町村民税非課税で、年金収入等(課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金、障害年金等の収入額)の合計が年額80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
第3段階①	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が住民税非課税の方で、年金収入などの合計が年額80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
第3段階②	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が住民税非課税の方で、年金収入などの合計が年額120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
第4段階	・市町村民税課税世帯(負担限度額認定証は対象外)	

- ⑤ 居住費は「室料」+「光熱水費」相当で厚生労働省から示された基準費用額を参考に設定してあります。
- ⑥ 食費は「食材費」+「調理費」相当で、厚生労働省から示された基準費用額を参考に設定してあります。
- ⑦ 医師の指示による特別な療養食が必要な場合には、6単位/食の費用が加算されます。
- ⑧ 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期費用として30単位/日が加算されます。30日を超える病院又は診療所への入院後に、再び入所した場合も同様とします。
- ⑨ 入所者が入院や外泊等をされた場合には、外泊時費用として一月に6日を限度として264単位/日が加算されます。なお、月を跨ぎ外泊等をされた場合には、最大12日間加算されます。
- ⑩ 退所を前提として一定の相談・援助を行った場合、内容によって400単位/回から500単位/回が加算されます。
- ⑪ 看取り介護計画に基づいて介護を行った場合に、看取り介護加算(Ⅰ)として、死亡日45日前～31日目前については72単位/日が、死亡日以前30日前～4日前については144単位/日が、死亡日の前日及び前々日については680単位/日が、死亡日については1,280単位/日が、それぞれ死亡月に加算されます。ただし退所(入院)した日の翌日から死亡日までの間は算定しません。
- ⑫ 口腔衛生管理加算Ⅰとして、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合は、90単位/月が加算されます。
 イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行う。
 ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う。
 ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応する。
- ⑬ 若年性認知症の方については、120単位/日が加算されます。
- ⑭ 前項「介護老人福祉施設 利用料金表」に記載の居住費のうち、所得段階が第4段階に該当する方の場合には、記載金額(5,000円)の範囲内で、契約時に確認のうえ明記します。

第4段階 居住費 円/日

- ⑮ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、ユニット型介護福祉施設サービス費(上記の表①)に0.1%上乘せした額の負担となります。

2. 介護給付対象外サービスの利用料金

項 目	内 容
特別の食事等のサービス	要した費用の実費。但し、介護給付対象サービスの食事代とは別料金です。
金銭管理・行政手続き代行サービス	3,000円/月
理髪費	要した費用の実費
日常生活に要する費用	・レクリエーション費 : 実施に係る費用 ・個人持ち込み電化製品・器具の電気料 : 1台300円/月 * 電気料は近隣施設と同様費用を参考にし、1日当たり10円/台と算出しております。 ・個人に必要な特殊介護用品 : 物品購入の実費 ・個人の日用品 : 物品購入の実費

※ このほかに必要時に雑費をいただくことがあります。